

退職手当給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例

〔平成4年6月30日〕
〔条例第18号〕

改正 平成11年8月23日条例第4号
平成19年3月23日条例第11号

（設置の目的）

第1条 退職手当給付の財源に充てるため、退職手当給付準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積立てる金額は、当該年度島根県市町村総合事務組合市町村職員退職手当特別会計歳入歳出予算に定めるほか、決算剰余金の2分の1を下らない金額とする。

（基金の処分）

第3条 基金は、退職手当の給付に充てるほか、処分することができない。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、次の各号に掲げる方法により確実かつ有利に保管しなければならない。

- (1) 預貯金及び信託
- (2) 国債及び地方債
- (3) 市町村並びに一部事務組合及び広域連合に勤務する職員の一時借入れに対する貸付
- (4) 前各号に掲げるもののほか、組合議会の承認を得た方法

2 前項第3号に規定する貸付は、別に定める市町村職員に対する貸付に関する条例（平成4年条例第19号）によるものとする。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、島根県市町村総合事務組合市町村職員退職手当特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第6条 管理者は、組合財政上必要があるときは、確実な繰戻の方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 従前の島根県市町村職員退職手当組合積立金管理運用条例（昭和31年島退告示第3号）の規定による積立金は、この条例の規定により積立られた基金とする。

附 則（平成11年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年8月1日より適用する。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。